（様式２）

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 234 条第 2 項、地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 5 号及び横浜市契約事務委任規則第 4 条第 4 項第 2 号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和８年 10 月 19 日

横浜市契約事務受任者
下水道河川局長　遠藤　賢也

１　契約の概要
特Ａ重油　21,000 リットルの契約

２　履行（納品）場所
中部水再生センター

３　契約日
令和８年９月 24 日

４　履行日又は履行期間
令和８年９月 24 日から令和８年９月 30 日まで

５　契約金額
¥3,234,000.－

６　契約の相手方（名称及び所在）
株式会社植木商店
代表取締役　植木　秀樹
横浜市西区久保町２８－１６

７　当該随意契約を行わざるを得なかった理由
中部水再生センターの雨水排水設備は、降雨時において特Ａ重油を燃料とする発電機により発電した電力で雨水ポンプを運転し、排水機能を確保している重要な施設です。
当該設備の燃料在庫が枯渇した場合、降雨時における排水機能が著しく低下し、状況によっては浸水被害の発生や市民生活、公衆衛生に重大な影響を及ぼすおそれがあります。
今般、台風 25 号に伴う長時間の降雨により、中部水再生センターの特Ａ重油の在庫が大幅に減少したことから、次回の降雨時には在庫が不足し雨水ポンプの運転に支障をきたすおそれが生じています。

また、現在契約中の特Ａ重油購入契約は契約数量を全て納入されており、次期契約の履行開始前に台風接近等による降雨が想定されることから、緊急に特Ａ重油の調達を行うものです。

８　契約の相手方の選定理由

令和８年度第２四半期契約の受注者であり、迅速かつ確実な供給が可能であると回答のあった事業者であることから選定しました。

９　所管課

下水道河川局　中部水再生センター